

令和4年度第3回二宮町農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和4年6月27日(月)午前9時30分から

2 開催場所 二宮町役場第1会議室

3 出席委員

1番	野谷	和雄	7番	露木	聖一
2番	原	恵子	8番	関山	節夫
3番	秋山	啓治	9番	水島	寿徳
4番	中村	隆一	10番	野谷	茂
5番	橘川	直泰	11番	原	淳利
6番	倉持	純子	12番	井上	宗士

4 欠席委員 なし

5 事務局職員出席者

事務局長	小宮	正嗣
副主幹	山口	尚人
主事	木本	盛之

6 傍聴者 なし

7 議事録署名人

4番	中村	隆一	7番	露木	聖一
----	----	----	----	----	----

8 報告事項

- (1) 農地法第3条の3第1項の規定による届出について
- (2) 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について
- (3) 農地法第18条第6項の規定による通知について
- (4) 農地の賃借料情報について

9 議案

- 第8号 二宮町新規農業者資格認定要綱に基づく農業者資格認定について
- 第9号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画について
- 第10号 農地法第3条第2項第5号の別段の面積の設定について

## 会議の状況

### 【議長】

それでは皆さんおはようございます。毎日暑い日が続きますが、水分と塩分をしっかりと取って毎日のお仕事頑張ってくださいと思います。6月15日に体験学習で田植えがありました。幼稚園生が20人くらい来まして、実際に田の中に入って田植えをしていただきました。その手伝いを産業振興課農林水産班の方が一生懸命頑張っておりましたが、炭焼き会が準備をしてくれているのですが、田んぼについての知識がない、水が漏れたらどこから漏れているのかわからない。いろいろやるに支障があるということで、以前は農業委員の方がお手伝いに行っていたようなので、そういった知識のある方はぜひお手伝いに行ってくださいと思います。機械もないということなので、機械をお持ちの方は、ちょっとうなってやるよとか、やっていただけたらありがたいのかなと思います。その後は10月に稲刈りを予定しています。それからしいたけの植菌教室の原木の切り出しが来年2月、植菌が来年の3月ということですので、また日程が近くになったらご報告しますので、時間と体力に余裕があれば、ご協力いただければと思います。

それでは令和4年度第3回の総会を開催したいと思います。出席委員は12名です。定数に達しておりますので、ただいまより日程第1の農業委員会総会を開催いたします。

日程第2の議事録署名委員の指名についてです。第3回総会の議事録署名委員につきましては、4番中村委員、7番露木委員にお願いします。

続きまして、日程第3の報告事項に入ります。事務局より報告事項の朗読及び説明をお願いいたします。

### 【事務局】

#### — 報告事項（1）朗読 —

それではNo.1、No.2、No.3について説明いたします。このたび、令和4年6月10日に相続による農地の所有権取得の届出がございました。権利を取得した農地についての農業委員会によるあっせんの希望はありません。

なお、この届出の受理通知書を令和4年6月16日付で発行しております。

報告事項1については以上でございます。

#### — 報告事項（2）朗読 —

それでは説明いたします。

No.1になります。関係資料位置図の地図1をご覧ください。場所は、二宮の徳富蘇峰記念館の南西側に位置する市街化区域の土地となっております。土地の所有者は、住宅敷地としての転用目的での農地転用手続きになります。

続きましてNo.2になります。関係資料位置図の地図2をご覧ください。場所は、二宮

の栗谷前バス停の東側に位置する市街化区域の土地となっております。土地の所有者は、住宅敷地としての転用目的での農地転用手続きになります。

報告事項2については以上でございます。

— 報告事項（3）朗読 —

それでは説明いたします。

本件は、平成30年5月1日から令和5年4月30日までを期間として、農地中間管理機構である神奈川県農業公社を間に入れた利用権設定を受けていましたが、地権者から神奈川県農業公社への賃借は継続したまま、神奈川県農業公社から賃借人への賃借権について解約を行うというもので、合意解約に至ったため、「農地法第18条第6項の規定による通知書」が提出されました。

解約の理由についてですが、賃借人の耕作地を藤沢市へ集約するため、関係者間で合意に至りました。

— 報告事項（4）朗読 —

それでは説明します。農地の貸し借りの際を目安として、農地の賃借料情報を農業委員会が提供しています。

町内の平均農地賃借料については、令和3年1月から令和3年12月までの農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の公告等の資料から収集したデータとなっております。賃借料情報の提供方法は、町のホームページに掲載し、周知を図りたいと考えています。

**【議長】**

去年の平均賃借料はいくらでしょうか。

**【事務局】**

昨年度は10,800円です。

**【議長】**

報告事項であることから委員皆様のご了承をお願いいたします。

続きまして、日程第4の議事に入ります。議案第8号二宮町新規農業者資格認定要綱に基づく農業者資格認定について、議題といたします。

事務局、朗読をお願いします。

**【事務局】**

— 議案第8号朗読 —

**【議長】**

続きまして、事務局より補足説明をお願いします。

**【事務局】**

議案第8号関係資料をご覧ください。

1ページに農業者資格認定申請書、2ページから3ページに営農計画書、4ページに要綱第4条第1項第2号に規定されている研修の修了証、5ページに念書、6ページに借入予定情報を参考に添付させていただいております。

申請者は、認定農業者の下で令和3年6月から研修を受けておりましたが、この度、二宮町内で新規就農し、農業経営を行うため、農業者資格認定申請書が提出されました。

新規就農の認定基準につきましては、二宮町新規農業者資格認定要綱第2条において規定されておりますが、申請者は関係資料4ページの修了証のとおり、認定農業者の下で1年以上研修を受けていたことが確認でき、基準を満たしております。

作付けする品目は、青パパイヤや落花生を栽培する予定となっており、有機栽培により耕作する計画となっております。耕作を行う農地については、6ページの借入予定情報に記載されている一色の農地を予定しており、当該農地の利用権設定について議案第9号でご審議いただきます。

審査に際しましては、「申請者の技術、経営能力等を総合的に勘案して実現性が高いと認められること」、「就農後における目標の達成に向け、適切な内容であると認められること」、「受入地域のルールを守り、地域の農業者との調和を図れること」、「新たに農業を始めるための農地が確保される見込みがあること」に適合するか判断することとなっております。

以上、ご審議をお願いいたします。

**【議長】**

質問・意見等がある方は挙手をお願いします。

**【委員】**

新規就農者の方は、農業委員会にご挨拶に来ていただいたかと思いますが、今回はないのででしょうか。

**【議長】**

借入予定地で一色の農業委員が詳しくお話を聞かせていただきました。

**【事務局】**

今回の新規就農者については、農業公社を通した利用権を設定する予定でしたので、現地確認の際にお会いする予定があるとのことで、お呼びしないこととさせていただいたかと思っております。

**【議長】**

意見がないようですので、これよりお諮りします。議案第8号二宮町新規農業者資格認定要綱に基づく農業者資格認定について、「原案のとおり認定する」ことに賛成の委員の挙手を求めます。

全員挙手でございます。

よって、本案は「原案のとおり認定する」ことといたします。

続きまして、議案第9号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画について、議題といたします。

事務局、朗読をお願いします。

#### 【事務局】

一 議案第9号朗読 一

#### 【議長】

続きまして、地元委員の現地確認報告をお願いします。

まず一色地区の報告について橘川委員、お願いします。

#### 【委員】

No.1から4について、報告いたします。

6月9日に借受予定者立ち合いのもと、一色地区農業委員および事務局で対象農地を確認いたしました。

No.1及び2について、対象農地の場所は、一色の林ノ台に位置する農用地区域の農地で、面積は1,904㎡です。

No.3及び4について、対象農地の場所は、一色の西峯および林ノ脇に位置する農用地区域の農地3筆で、面積の合計は2,922㎡です。

それぞれの借受予定者から営農計画などについて聞き取った結果、効率的な農地利用が見込めるため、特に問題はないと思われます。以上です。

#### 【議長】

お疲れさまでした。続きまして、露木委員、お願いします。

#### 【委員】

No.5から7について、報告いたします。

6月9日に借受予定者立ち合いのもと、一色地区農業委員および事務局で対象農地を確認いたしました。

No.5について、対象農地の場所は、一色の弥陀ノ窪及び桐畑に位置する農用地区域の農地4筆で、面積の合計は4,905㎡です。

No.6及び7について、対象農地の場所は、一色の若宮に位置する農用地区域の農地で、面積は1,723㎡です。

それぞれの借受予定者から営農計画などについて聞き取った結果、効率的な農地利用が見込めるため、特に問題はないと思われます。なお、No. 5の借受予定者が耕作する農地はいずれも適切に管理されております。以上です。

**【議長】**

お疲れさまでした。続きまして、中里地区の報告について、水島委員、お願いします。

**【委員】**

No. 8から11について、報告いたします。

6月10日に、中里地区農業委員および事務局で対象農地を確認いたしました。No. 8及び9について、対象農地の場所は、中里の梅ノ木に位置する農用地区域の農地で、利用権を設定する面積は772㎡です。

No. 10及び11について、対象農地の場所は、中里の貝ヶ窪及び掛田に位置する農用地区域の農地で、面積の合計は5,183㎡です。

それぞれの借受予定者が耕作する農地は、いずれも適切に耕作されており、今後の効率的な農地利用が見込めるため、特に問題はないと思われます。以上です。

**【議長】**

お疲れさまでした。続きまして、川勾地区の報告について、野谷和雄委員、お願いします。

**【委員】**

No. 12について、報告いたします。

6月10日に、山西・川勾地区農業委員及び事務局で対象農地を確認いたしました。対象農地の場所は、川勾の御嶽下に位置する農用地区域の農地で、面積は487㎡です。

借受予定者が耕作する農地は適切に耕作されており、今後も効率的な農地利用が見込めるため、特に問題はないと思われます。以上です。

**【議長】**

お疲れさまでした。続きまして、事務局より補足説明をお願いします。

**【事務局】**

それでは議案第9号について、補足説明いたします。

No. 1から4、No. 6から11については、中間管理機構である神奈川県農業公社を利用した使用貸借となっており、地権者から中間管理機構、中間管理機構から借主(かりぬし)への権利設定を一括で審議するものです。

No. 5及び12については、農業経営基盤強化促進法に基づく相対での利用権設定と

なっております。

議案第9号関係資料をご覧ください。

No. 1は地権者から中間管理機構へ農地を貸し付ける案件となっており、1ページから5ページに農地中間管理事業農用地利用集積計画申出書を添付しております。

No. 2については、中間管理機構から借主へ農地を貸し付ける案件となっており、6ページから11ページに一括方式による集積計画を添付しております。また、位置図は12ページ、公図は13ページに添付しております。

利用目的としては、露地野菜を作付けする予定となっており、新規申請となっております。

借主については、平成26年度にかながわ農業サポーターとして認定された後、中井町で就農し、借主が耕作する農地については、中井町農業委員会において発行された耕作証明により、適切に耕作されていることが確認できるため、特段問題はないと思われま

No. 3は地権者から中間管理機構へ農地を貸し付ける案件となっており、14ページから18ページに農地中間管理事業農用地利用集積計画申出書を添付しております。

No. 4については、中間管理機構から借主へ農地を貸し付ける案件となっており、19ページから24ページに一括方式による集積計画を添付しております。また、位置図は25ページ、公図は26・27ページに添付しております。

利用目的としては、露地野菜を作付けする予定となっており、新規申請となっております。

借主は既に大磯町で就農しており、借主が耕作する農地については、大磯町農業委員会において発行された耕作証明により、適切に耕作されていることが確認できるため、特段問題はないと思われま

No. 5については、相対による利用権設定となっております。28ページに農用地利用集積計画書、29ページに営農計画書、30・31ページに位置図、32・33ページに公図の写しを添付させていただいております。

利用目的は、柑橘等を作付けする予定となっております。

借主が耕作する農地については、農地パトロール等で適正に管理・耕作されていることが確認出来ており、特段問題はないと思われま

No. 6は地権者から中間管理機構へ農地を貸し付ける案件となっており、34ページから38ページに農地中間管理事業農用地利用集積計画申出書を添付しております。

No. 7については、中間管理機構から借主へ農地を貸し付ける案件となっており、39ページから44ページに一括方式による集積計画を添付しております。また、位置図は45ページ、公図は46ページに添付しております。

利用目的としては、露地野菜を作付けする予定となっており、新規申請となっております。

借主は、議案第8号で新規農業者資格の認定を受けた方であり、借入を予定している農地を利用権設定するものとなっております。

No. 8は地権者から中間管理機構へ農地を貸し付ける案件となっており、47ページから51ページに農地中間管理事業農用地利用集積計画申出書を添付しております。

No. 9については、中間管理機構から借主へ農地を貸し付ける案件となっており、52ページから57ページに一括方式による集積計画を添付しております。位置図は58ページ、公図は59ページに添付しております。

利用目的としては、落花生を作付けする予定となっており、新規申請となっております。

借主が耕作する農地については、農地パトロール等で適正に管理・耕作されていることが確認出来ており、特段問題はないと思われま

No. 10は地権者から中間管理機構へ農地を貸し付ける案件となっており、60ページから65ページに農地中間管理事業農用地利用集積計画申出書を添付しております。

No. 11については、中間管理機構から借主へ農地を貸し付ける案件となっており、66ページから72ページに一括方式による集積計画を添付しております。位置図は73ページ、公図は74ページに添付しております。

利用目的としては、オリーブを栽培する予定となっており、新規申請となっております。

借主が耕作する農地については、農地パトロール等で適正に管理・耕作されていることが確認出来ており、特段問題はないと思われま

No. 12については、相対による利用権設定となっております。76ページに農用地利用集積計画書、77ページに営農計画書、78ページに位置図、79ページに公図の写しを添付させていただいております。

利用目的は、露地野菜を作付けする予定となっております。

借主が耕作する農地については、農地パトロール等で適正に管理・耕作されていることが確認出来ており、特段問題はないと思われま

農用地利用集積計画の一般要件としては、町の基本構想における農地すべてを効率的に耕作すること、農作業に常時従事すること、農業に対する意欲等、総合的に判断することとなっております。

以上、ご審議をお願いいたします。

#### 【議長】

質問・ご意見がある方は挙手をお願いいたします。

#### 【委員】

No. 2の案件ですが、借受予定者の年齢が80歳ということと、横浜市から通作されるということで、現在中井町で耕作している面積が倍に広がるということに関して、また本当に問

題ないのかどうか、確認は取れているのでしょうか。

**【事務局】**

借受予定者は現在中井町で耕作されていますが、中井町の農地の利用権については6月末で切れる予定となっており、耕作する農地は二宮町に切り替えるということで今回、利用権の申請がありました。また、借受予定者は二宮町の猟友会の関係者であり、たびたび二宮町に来ていただいていますので、今後は二宮町で耕作する力は十分にあると確認しています。

**【委員】**

報告事項の公社の代表者と、本議案の公社の代表者が替わっていることについて説明をお願いします。

**【事務局】**

農業会議と農業公社の統合については、現在話が進められているところで、おそらく来年度になるのではないかとのことになっております。代表者の交代については、6月16日に農業公社の総会が開催され、そこで前会長の任期が終わり、新しい会長が選出・承認されたと伺っております。

**【委員】**

農業会議に吸収される予定なののでしょうか。

**【事務局】**

6月16日の公社の総会で、統合することについての方針が決まりました。6月30日の農業会議の総会で統合の方針が審議され、来年4月の統合への方針が決定することになります。

**【委員】**

No. 9について、農業従事者は1名、農業補助者が12名ということですが、補足説明をお願いします。

**【事務局】**

借受予定者はNPO法人を経営しており、そのNPO法人の構成員が農作業を手伝うと伺っております。

**【委員】**

No. 10について、オリーブがすでに植わっていると思いますが、その樹木の取り扱いがどのようになってるか、参考に伺いたいと思います。

**【事務局】**

No. 10の農地については、先日合意解約された農地ですので、原則は原状回復の後、地

権者へ返却されるものですが、今回の件については原状回復する手段がないということで、植わっているオリーブは地権者に帰属しました。ただ、地権者もオリーブを栽培することができないため、農業公社を通して利用権が設定されるものです。

**【委員】**

現状で植わっているオリーブは地権者の所有物ということでしょうか。

**【事務局】**

そのとおりです。

**【委員】**

露地野菜なら問題ないのですが、果樹についてはどのような取扱いになるのか、地権者と借受者との間で適切な取決めがなされるか疑問があります。

**【事務局】**

以前から二宮町では蜜柑の栽培がありましたが、これと同じ扱いになると考えています。また、関係者間でのトラブルを防止する意味でも、中間管理機構を間にいれた農地集積を進めていきたいと考えております。

**【議長】**

意見がないようですので、これよりお諮りします。議案第9号業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画について、「原案どおり決定する」ことに賛成の委員の挙手を求めます。

— 挙手 —

全員挙手でございます。よって、本案は「原案どおり決定する」ことといたします。

続きまして、議案第10号農地法第3条第2項第5号の別段の面積の設定について、議題といたします。

事務局、朗読をお願いします。

**【事務局】**

— 議案第10号朗読 —

**【議長】**

続きまして、事務局より補足説明をお願いします。

**【事務局】**

農地法第3条により農地の売買や貸し借りをする場合、農業委員会の許可が必要となり

ます。

下限面積とは、同法第3条許可を得るための一つの要件となっており、権利取得後の面積が下限面積を超えない場合には許可できません。

同法第3条で下限面積は、原則、権利取得後の農地面積が、都道府県は50アールとされていますが、農業委員会が農林水産省令で定める基準に従い、市町村の区域内の全部又は一部についてこれらの面積の範囲内で別段の面積を定め、これを公示したときはその面積を農地法第3条第2項第5号の下限面積として設定できるとされています。

現在、二宮町においては、令和元年度から25アールとなっております。地域の情勢、農家数及び経営面積規模について大幅な変動が見られないため、事前にご意見をお伺い、今年度の下限面積についても、現行の設定面積のままとしています。

以上、ご審議をよろしく申し上げます。

#### 【議長】

質問・ご意見がある方は挙手をお願いいたします。

意見がないようですので、これよりお諮りします。議案第10号農地法第3条第2項第5号の別段の面積の設定について、「原案の通り設定する」ことに賛成の委員の挙手を求めます。

—挙手—

全員挙手 でございます。

よって、本案は「原案のとおり設定する」ことといたします。

本日の審議事項につきましては、すべて終了しましたので、総会を閉会いたします。

午前10時40分閉会